

第2回出雲市新たな観光財源検討委員会

1. 新たな観光財源の選定について

本市においてまず採用すべき観光財源について検討するため
に想定しうる観光財源を網羅的に説明します。

目次

(1)自治体の主な観光財源の構成

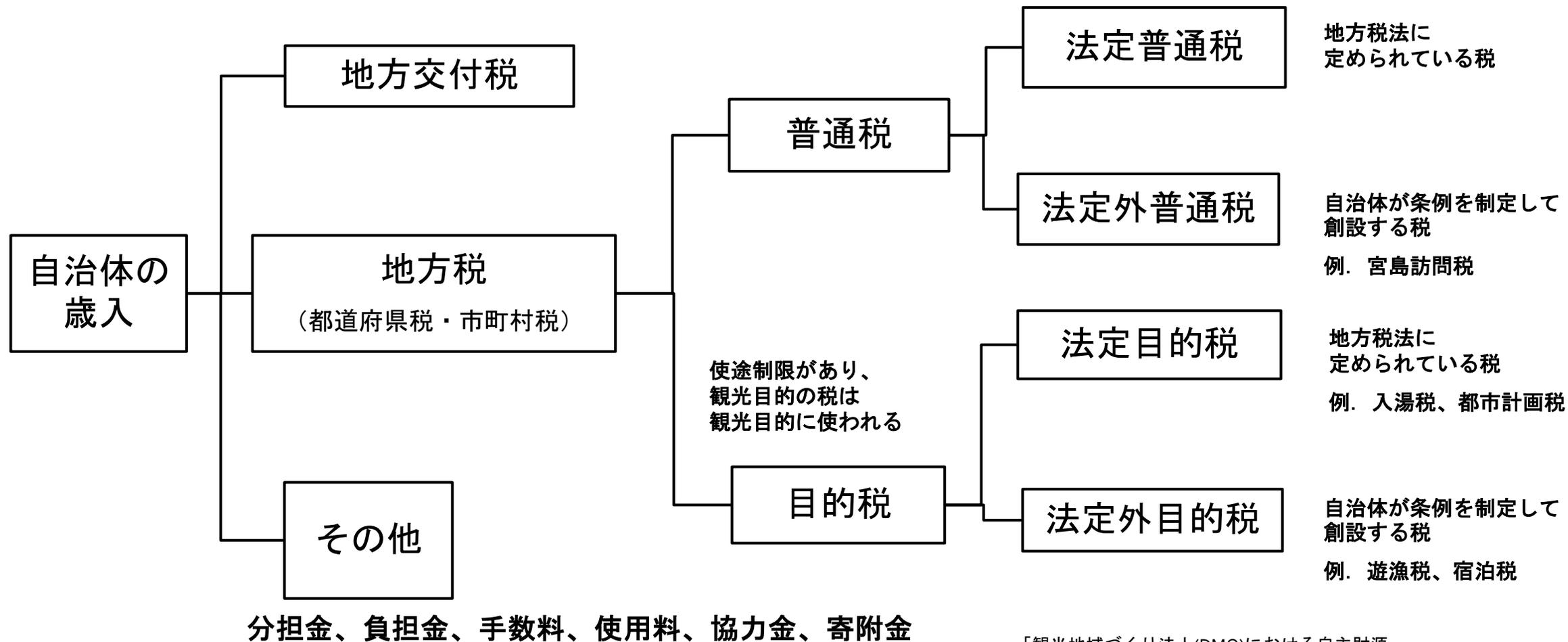
(2)自治体の主な観光財源とその内容

(3)新たな観光財源に求められる性質からみた各財源

(4)制度設計にあたって着目しうる行為について

参考①～③

(1)自治体の主な観光財源の構成



(2)自治体の主な観光財源とその内容

種類	内容
地方税	普通税：教育や福祉などの一般的行政サービスに利用される。 目的税：用途制限があり、定められた特定の目的のために利用される。
分担金・負担金	自治体が行う特定の事業によって特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため受益の限度の範囲で徴収するもの。
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。
手数料	特定の者へ提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。
協力金・寄附金	自治体が相手方から無償で受領する金銭。
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもの。人口等の要素から当該自治体が行政サービスを提供するために必要な金額（基準財政需要額）を算定し、当該金額が法定普通税収入等で賄えない場合にその不足分を補填する。自治体のコントロールできない財源。

(3)新たな観光財源に求められる性質からみた各財源

各財源を新たな観光財源に求める以下の性質を備えているかどうかという視点から再整理します。

① 安定性・継続性

② 受益と負担

③ 規模

地方税

安定性・継続性 = 法令に基づき定められるため、安定的で継続性のある制度となる。

受益と負担 = 法令により受益者を広範に設定し、負担を求めることが可能。

規模 = 必要な財政需要を満たしうるのに十分な対象を定めることができる。

【事例】

(1)法定外普通税

①歴史と文化の環境税（福岡県 太宰府市）

【納税義務者】 有料駐車場に駐車する者

【目的】 太宰府市固有の歴史的文化遺産等の保全・整備、環境にやさしいまちの創造

【金額】 二輪車（自転車を除く）：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円
乗車定員10人超29人以下の自動車：300円、乗車定員29人超の自動車：500円

【歳入】 78,001千円（令和7年度予算）

【使途】 史跡地保存管理事業、臨時駐車場設置事業、仮設トイレ設置事業、門前美化推進事業、観光情報整備事業、施設整備等補助金など（令和5年度実績）

②宮島訪問税（広島県 廿日市市）

【納税義務者】 船舶により宮島に訪問する者

【目的】 多くの観光客等の来訪によって発生・増幅する行政需要に対応するため

【金額】 訪問者が宮島を訪問するごとに1人1回：100円
1年分を一時に納付する場合、訪問者1人1年ごとに：500円

【歳入】 380,000千円（令和7年度予算）

【使途】 行楽シーズンにおける宮島口の混雑緩和の取組、グリーンスローモビリティを活用したガイドツアーの実証実験、誰もが気持ちよく安心して利用できるおもてなし環境の提供、歴史的町並みの保存など（令和5年度実績）

(2)法定外目的税

①遊漁税（山梨県 富士河口湖町）

【納税義務者】遊漁行為を行う者

【目的】河口湖とその周辺地域における環境の保全・美化及び施設整備

【金額】遊漁者1人1日：200円

【歳入】10,000千円（令和7年度予算）

【使途】駐車場・トイレの整備、湖畔美化 など

②美ら島税（沖縄県 座間味村）

【納税義務者】座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者

【目的】環境の美化・保全、観光施設の維持整備

【金額】入域ごとに1人100円

【歳入】10,205千円（令和5年度実績）

【使途】観光関連施設等清掃、座間味村道草刈委託業務、林道草刈委託など

③宿泊税

※その他の導入済自治体・検討中自治体については「参考①」及び「参考②」を参照のこと

自治体	納税義務者	目的	金額	歳入	用途
東京都	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際都市東京の魅力を高める、観光の振興を図る	1万円未満 課税しない 1万円～1万5千円未満 100円 1万5千円以上 200円	69.0億円 (R7当初)	Wi-Fi・デジタルサイネージの整備、東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営など
京都府 京都市	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際文化観光都市としての魅力を高める、観光の振興を図る	2万円未満 200円 2万円～5万円未満 500円 5万円以上 1,000円 ※2026.3.1～ 6千円未満 200円 6千円～2万円未満 400円 2万円～5万円未満 1000円 5万円～10万円未満 4000円 10万円～ 10000円	59.1億円 (R7当初)	無電柱化推進、文化・伝統産業の担い手育成・魅力発信、文化財の保全・継承に向けた取組、移動利便性の向上・観光地等交通対策など
島根県 松江市 (R7.12～)	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際文化観光都市としての魅力向上、将来にわたる持続可能な観光地としての発展	5千円未満 課税しない 5千円以上 200円	3.3億円 (見込)	マーケティング・プロモーション、移動の利便性向上、観光を担うひとづくりとおもてなし、城下町のまちあるき推進、観光推進組織づくり、ユニークで多彩な観光資源の活用など
北海道 倶知安町	宿泊施設に宿泊する宿泊者	世界に誇れるリゾート地としての発展を目指し、地域の魅力を高める、観光の振興を図る	宿泊料金の計算方法の区分に応じて、「1人当たりごと」「1部屋当たりごと」「棟当たりごと」の宿泊料金の2%	5.6億円 (R7当初)	地域DMO支援事業、ニセコエリア観光客受入体制整備事業、観光施設維持管理事業、集客観光イベント支援事業など

分担金・負担金

安定性・継続性 = 地方公共団体が行う特定の事業によって特に利益を受ける者から徴収するため、一時的であり、継続的な確保は難しい。

受益と負担 = 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める。

規模 = 個別に特定された受益者に対し受益の範囲内で負担を求めるため、規模は限定的となる。

【事例】

①美浜駐車場分担金（沖縄県 北谷町）

- 【 受益者 】 美浜駐車場設置により受益する特定地区内に存する建物の所有者
- 【 目的 】 北谷町美浜駐車場管理運営事業に要する費用の一部に充てるため
- 【 金額 】 建物1㎡あたりの賦課面積×320円/年
- 【 歳入 】 23,458千円（令和7年度予算）
- 【 導入経緯 】 美浜地区の開発が行われる際、無料の町営駐車場を設置することで民間事業者の負担を緩和させる代わりに、駐車場が設置されることにより得られる利益を受益と認定して分担金を課すこととした。

参考：「沖縄・北谷町の観光の動向と課題について」 (<https://niigata-u.repo.nii.ac.jp/record/2001731/files/AA12924636-8-46-64.pdf>)

【事例】

②地域再生エリアマネジメント負担金制度（大阪府大阪市）

- 【 受益者 】 活動計画に受益事業者として記載されている者
（民間事業者、具体的には大規模小売店舗への不動産貸付事業者）
- 【 目的 】 消費活動の活性化・エリアの魅力向上
- 【 金額 】 イベント実施等の活動により生じる来訪者数増加に伴う活動区域内の大規模小売店舗における売上増に係る家賃収入の上昇額
＝①総来訪者数×②1人当たりの消費額×③賃料水準（％）
- 【 歳入 】 6,521千円（令和7年度予算）
- 【 導入経緯 】 大阪駅周辺の開発事業の開始に際し、来訪者増加等を見込める活動を実施することでエリア内の消費活動の活性化や魅力度向上を目指すこととした。
- 【 用途 】 回遊を促すイベントの実施、当該イベント開催時における人流計測等、公共空間のあり方・利活用手法に係る調査・検討、公式WEBサイト・SNS等を活用した情報発信 など

参考：大阪市HP「地域来訪者等利便増進活動計画の認定について」(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000587581.html>)

「大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画」(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000587/587581/osakaekisyuhentiku.pdf>)

手数料・使用料

安定性・継続性 = 条例に基づき定めるため、安定的・継続的な確保が可能。

受益と負担 = 施設利用者・役務提供先等、受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める。

規模 = 施設利用者・役務提供先等からの集金となるため、規模は限定的となる。

【事例】 観光財源以外となるが、身近なものとして以下を紹介する。

手数料：住民票の閲覧手数料、印鑑登録証明手数料

使用料：行政財産を本来の設置目的以外の目的で利用する場合に支払うべき行政財産使用料

【事例】

神門通り交通広場駐車場使用料（出雲市）

【 根拠法令 】 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの
設置及び管理に関する条例

【 金 額 】

区分	駐車料金
入場後 1 時間まで	300円
以後1時間ごとに (1時間未満は1時間とする。)	200円

(備考)

1回の駐車時間は、24時間以内とする。

1回の駐車料金は、600円を上限とする。

24時間を超えて駐車する場合は、24時間を超えるごとに
1回の出場があったものとみなす。

【 歳 入 】 (令和6年度) 28,329千円

【 使 途 】 (令和6年度) 10,664千円 駐車場管理・保守等
17,665千円 観光振興事業費



神門通り交通広場駐車場

協力金・寄附金

安定性・継続性 = 自発的な協力に依存するものであるため、安定的・継続的な確保は難しい。

受益と負担 = 自発的な協力に依存するものであるため、受益と負担といった対価関係に制約されない。

規模 = 自発的な協力に依存するものであるため、規模をコントロールできない。

【事例】

①美ら海協力金（沖縄県 宮古島海域）

【協力依頼先】宮古島市周辺海域でダイビングを楽しむ者

【目的】宮古島市周辺の海洋環境の保全、観光ダイビング事業、水産業の振興等

【金額】一人一日500円

【歳入】約1,800万円（2009年）

【使途】海洋環境保全のための海底清掃など

②世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金（鹿児島県 屋久島町）

【協力依頼先】屋久島の山岳地域に入山しようとする者、この制度に賛同する者

【目的】屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため

【金額】日帰り利用者：1,000円、山中で宿泊する利用者：2,000円

【歳入】3,200万円（令和6年度）

【使途】山岳トイレの維持管理経費、登山道の点検及び軽微な補修費、協力金の収納にかかる経費及び事務局経費など

【事例】

③神門通りにおける交通対策協力金の実証実験（出雲市）

持続可能な渋滞対策の資金源を検討するため、周辺駐車場・店舗での交通対策協力金の集金実験を実施

期間：R6.11.1～R7.1.5

場所：かめやま広場、古代出雲歴史博物館駐車場、
みせん広場、神門通り等周辺店舗90か所

金額：200円（任意）



交通対策協力金 集金結果

区分	実施場所	協力金(円)
駐車場	かめやま広場	641,158
	歴博	343,619
	みせん広場	120,572
	小計	1,105,349
店舗	90か所	50,554
J-Coin Pay	駐車場及び店舗	1,710
	合計	1,157,613

新たな観光財源に求められる性質からみた各財源（まとめ）

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く認定し、負担を求めることが可能	対象者の設定により規模を広範にすることができる
分担金・負担金	特定の事業に係るため、継続的な確保は難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める	受益者を個別に特定する必要があるため、規模は限定的
手数料 使用料	安定的・継続的な確保が可能		施設利用者・役務提供先等からの集金となるため、規模は限定的
協力金・寄附金	自発的な協力を依存するものであるため、安定的・継続的な確保は難しい	自発的な協力を依存するものであるため、対価関係に制約されない	自発的な協力を依存するものであるため、規模をコントロールできない

(4)制度設計にあたって着目しうる行為について

制度設計にあたって負担を課す行為として着目しうるもののメリット・デメリットを整理する。

観光行動 (例)	負担対象となる 行為	メリット	デメリット
来雲	出雲市への来雲	来雲する全ての方に漏れなく負担を求めること になれば、極めて公平となる。 ※地方税法733条2号（法定外目的税新設に係る総務大臣協議での不同意事由） 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」	市境を超えるすべての人を捕捉するには膨大な社会的・経済的コストが必要となり現実的でない。
宿泊	ホテルや旅館等 への宿泊行為	対象者を捕捉しやすく、また、関連する事業者 数も限定的。 ⇒社会的・経済的コストは相対的に小さい。	㊦宿泊者と宿泊を伴わない訪問者の間で負担の 不均衡が生じる。 ㊧宿泊者数に影響を与える恐れがある。
交通機関 利用	交通機関の利用	利用者が多く規模を確保しやすい。	㊦日常的な利用と訪問者による利用の区別が困難 である。 ㊧自家用車等の利用者との不均衡が生じる。
飲食・ おみやげ 購入	飲食店・土産店 等での消費行為	利用者が多く規模を確保しやすい。	㊦日常的な利用と訪問者による利用の区別が困難 である。 ㊧関連する事業者数が多く、社会的・経済的コスト が大きい。

参考①：宿泊税導入済自治体

(令和7年8月末時点)

課税団体	導入年	税額(税率)	税込見込 (R7当初)	課税免除または減免
東京都	2002年10月	1万円未満 課税されない 1万円～1万5千円未満 100円 1万5千円以上 200円	69.0億円	
大阪府	2017年1月	7千円未満 課税されない 7千円～1万5千円未満 100円 1万5千円～2万円未満 200円 2万円以上 300円	73.4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ・修学旅行その他学習指導要領に定める学校行事 ・上記学校行事に準ずるもの
京都市	2018年10月	2万円未満 200円 2万円～5万円未満 500円 5万円以上 1,000円	59.1億円	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事
金沢市	2019年4月	5千円未満 課税されない 5千円～2万円未満 200円 2万円以上 500円	8.2億円	<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他特別の事由により特に必要があると認める者
倶知安町	2019年11月	宿泊料金の計算方法の区分に応じて、 「1人当たりごと」「1部屋当たりごと」 「棟当たりごと」の宿泊料金の2%	5.6億円	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事 ・中高大専門学校等の職場体験
福岡県	2020年4月	一律200円 (福岡市・北九州市内は50円)	18.6億円 ※R6年度	
福岡市	2020年4月	2万円未満 200円(うち県税50円) 2万円以上 500円(うち県税50円)	30.7億円	
北九州市	2020年4月	一律200円(うち県税50円)	4.8億円	

課税団体	導入年	税額(税率)		税込見込	免税対象
長崎市	2023年4月	1万円未満	100円	3.7億円	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事 ・その他市長が認める者
		1万円～2万円未満	200円		
		2万円以上	500円		
二セコ町	2024年11月	5001円未満	100円	1.2億円	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事 ・その他町長が必要と認める者
		5001円～2万円未満	200円		
		2万円～5万円未満	500円		
		5万円～10万円未満	1,000円		
		10万円以上	2,000円		
常滑市	2025年1月	一律200円		2.0億円	<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者
熱海市	2025年4月	一律200円		5.7億円	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他学校行事 ・市長が災害等により避難が必要と認めた者 ・その他公益上市長が特に必要と認める者

参考②：宿泊税導入検討自治体一覧

(令和7年8月末時点)

宿泊税導入・検討自治体一覧

都道府県		市町村 ※導入済市町村は青色下線、総務省が同意済自治体は緑色下線
北海道	検討中	<u>倶知安町</u> 、 <u>ニセコ町</u> 、 <u>赤井川村</u> 、富良野町、 <u>札幌市</u> 、函館市、 <u>小樽市</u> 、旭川市、 <u>釧路市</u> 、 <u>網走市</u> 、帯広市、富良野市、千歳市、北広島市、 <u>北見市</u> 、美瑛町、音更町、留寿都村、占冠村、斜里町
青森県	—	弘前市
<u>宮城県</u>	<u>同意済</u>	<u>仙台市</u>
秋田県	—	秋田市
千葉県	検討中	浦安市
<u>東京都</u>	<u>導入済</u>	
神奈川県	—	箱根町
新潟県	—	佐渡市、湯沢町
石川県	—	<u>金沢市</u> 、加賀市
山梨県	—	富士吉田市、富士河口湖町
長野県	検討中	軽井沢町、白馬村、阿智村
岐阜県	—	<u>高山市</u> 、 <u>下呂市</u>
静岡県	—	熱海市
愛知県	—	<u>常滑市</u>

都道府県		市町村 ※導入済市町村は青色下線、総務省が同意済自治体は緑色下線
三重県	検討中	志摩市、鳥羽市、伊賀市、伊勢市
<u>大阪府</u>	<u>導入済</u>	
京都府	—	<u>京都市</u>
奈良県	—	奈良市
和歌山県	—	高野町
<u>広島県</u>	<u>同意済</u>	
島根県	—	<u>松江市</u>
<u>福岡県</u>	<u>導入済</u>	<u>福岡市</u> 、 <u>北九州市</u>
長崎県	—	<u>長崎市</u> 、佐世保市
熊本県	検討中	熊本市
鹿児島県	—	奄美市
沖縄県	検討中	宮古島市、石垣市、北谷町、本部町、恩納村
導入済12 同意済12 検討中45	導入済3 同意済2 検討中6	導入済9 同意済10 検討中39

・一覧は新聞報道等に基づき作成したもので、全ての自治体の状況を網羅したものではない。

参考③：出雲市の入湯税について

出雲市の入湯税

項目	概要
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
納税義務者	入湯客
税 率	入湯客1人1日について150円
課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 学校教育上の行事により入浴する者 (3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (4) 日帰りで入浴する者
歳 入	(令和6年度) 35,757千円
歳 出	(令和6年度) 35,757千円 観光振興事業費等 ※入湯税は、地方税法701条により用途が定められている。